

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

▲（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

※いずれの入力欄についても、文字数が収まらない場合には、「別添のとおり」と記載の上、協定の内容がわかる資料を添付してください。

場合には、形式上
品とはなりません。

[illegible]